

有期特措法の申請を サポートします（無料です）



定年後、嘱託契約または有期契約として継続雇用
している事業所は該当する可能性があります

有期特措法

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者
- ② 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者

について、その特性に応じた雇用管理に関する特別な措置が講じられる場合に、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されることになりました。

<認定を受けていない場合>



<認定を受けている場合>



「無期転換ルール」の詳細については、大分労働局のホームページをご覧ください！

無期転換 大分

検索

有期特措法の認定申請に必要な書類はこれら

	申請書内容	添付書類
①	第二種計画認定・変更申請書 申請書の1 申請事業主	(申請書は大分労働局HPからダウンロードしてください) 名称(会社名)・代表者職名・氏名・所在地は登記簿上のものを記載してください。
②	申請書の2で✓した措置を実施することを明らかにするもの	高年齢者雇用等推進者の選任を確認する書類 <input type="checkbox"/> 辞令・選任のお知らせ 等の社内文書の写し <input type="checkbox"/> 高年齢者雇用状況等報告書(ハローワークに提出したもの) 上記以外の措置を実施する場合の確認資料 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 労働契約書の雛形 <input type="checkbox"/> 職業訓練計画書 <input type="checkbox"/> 改善計画報告書 <input type="checkbox"/> その他実施する措置の内容が確認できる書類等
③	申請書の3で✓した高年齢雇用確保措置を現に講じていることを明らかにするもの	就業規則の下記該当部分 <input type="checkbox"/> 監督署へ届け出た際の受付印(就業規則の表紙、変更届等) <input type="checkbox"/> 定年制度と継続雇用制度の規定、継続雇用労働者に適用する規程等 10人未満の事業場で就業規則を作成していない場合 <input type="checkbox"/> 定年制度や継続雇用制度を社内周知していることが明らかとなる書類等、就業規則に準ずるもの ■注意点 高年齢者雇用安定法による雇用確保措置を遵守していますか？法違反や就業規則と雇用実態に相違等がある場合は、訂正後に再提出をお願いする場合があります。
④	経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用するに✓した場合	<input type="checkbox"/> 当該基準を定めた労使協定 (高年法改正前の <u>平成25年3月31日以前</u> に締結したもの)
⑤	処分結果(認定・不認定通知書)の交付を郵送で希望する場合	申請事業場宛ての返信用封筒 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> レターパックプラス (※レターパックライトは不可) [封筒の重さ + 書類(副本)の重さ + 認定書等の重さ(A4サイズ2枚程度)]の切手代 + 簡易書留の場合(350円) → 上記の合計切手代を返信用封筒に貼ってください
⑥	認定された計画の変更申請の場合	<input type="checkbox"/> 変更申請書及び添付書類(原本と写しの合計2部) <input type="checkbox"/> 既に認定された計画書及び認定通知書(写しを各2部)

申請書の様式等は大分労働局のホームページからダウンロードできます。

制度がよくわからない、自分の会社は申請が必要か、などのお悩みについては、下記にお問い合わせください。専門員が対応させていただきます。

問い合わせ先：大分労働局 雇用環境・均等室
 (TEL) 097-532-4025